

令和8年度環境放射線モニタリングポストデータ収集システム保守管理業務仕様書

この仕様書は、香川県（以下「県」という。）が委託する令和8年度環境放射線モニタリングポスト（以下「ポスト」という。）データ収集システム保守管理業務について適用する。

1 内 容

本業務は、ポスト測定データを県収集サーバーへオンラインで収集し、原子力規制委員会所管のデータ収集端末へ送信することを目的としたシステムの保守管理を行うものである。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 対象機器

別表1「環境放射線モニタリングポスト 通信機器一覧表」のとおりとする。

4 業務内容

(1) 臨時・緊急保守

受託者は、筐体内部の温度上昇を避けるため、5月上旬及び10月下旬を目途に、気温等を勘案して、県に事前連絡のうえ、ポスト観測局（東讃保健福祉事務所・中讃保健福祉事務所・西讃保健福祉事務所）の筐体内部に設置してあるエアコン（冷房）の起動・停止を行うこと。

県は、ポストデータ収集システムが正常に稼動しなくなったと判断した時、受託者に対して緊急保守作業を指示する。指示を受けた受託者は、初期対応（電話等による状況確認）には1時間以内に応じ、その後、速やかに現地において対応すること。

(2) 定期保守 年1回

受託者は、県と実施日を協議のうえ、年1回 ポスト観測局（東讃保健福祉事務所・中讃保健福祉事務所・西讃保健福祉事務所）及びデータ収集局（香川県環境保健研究センター）で別表2「点検項目一覧・点検報告書」に従い確認・点検を行い、ポスト観測局の点検時には、機器を収納している筐体内部の簡易清掃（虫・ほこり等の除去、エアコンフィルターの清掃）を行うこと。

5 成果物の提出

①提出物

保守管理業務を終了したときは、次の書類を提出すること。

- ・完了報告書（点検報告書及び定期点検作業報告書（写真等も添付すること））

②提出期限及び部数

部数：完了報告書 1部

期限：令和9年3月31日

6 修理費用の負担

保守管理の結果、修理が必要となった場合、機器の修理に必要な経費は県が負担する。

7 機密の保持

受託者は業務の履行に関して、知り得た内容について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。